

# 半田市防災計画 資料編より抜粋

## 資料編

### 別表第 68 昭和 19 年 12 月 7 日に発生した東南海地震による被害状況

(1) 市内の震度	6
(2) 住家、非住家の被害	全半壊 1,792 戸 (10,729 戸中)
(3) 死者	188 名
(4) 負傷者	286 名
(5) 地盤沈下 阿久比川沿い数 10 cm 沈下	
(6) 噴砂泥水	中島飛行機製作所乙川工場、同山方工場
(7) 火災	不明
(8) 津波	0.7m

※ 倒壊した中島飛行機製作所山方工場では、殉難者数 153 名（動員学徒 96 名、一般従業員 37 名、徴用工 17 名、挺身隊 3 名）である。この工場は、元東洋紡績工場（明治 35 年頃建築）をそのまま転用したレンガ造りであり、紡績工場特有の波形屋根で広く利用するため支柱は抜き取られていたという。特に出入口が少なく、そこに多数の者が殺到したことが多数の死傷者を出した原因ともいえよう。

また、この建物の地盤は、厚さ約 1.5m の石炭ガラの上に造成したという軟弱地盤であった。（愛知県防災会議専門委員 飯田 汲事氏）

### 別表第 69 昭和 20 年 1 月 13 日に発生した三河地震による被害状況

#### 資料から

##### (前震)

1 月 11 日、12 日の 2 日間で前震 14 回、音を伴った地震があった。又、三ヶ根山方面に光の発するのを見たという人が多く、地震に発光現象が伴う場合があることを示している。

##### (本震)

1 月 13 日 3 時 38 分頃に渥美湾内で発震

(1) 市内の震度	6～5
(2) 住家、非住家の被害	567 戸
(3) 死者	12 名
(4) 負傷者	5 名
(5) 火災	不明
(6) 津波	0.05m
(7) その他の被害	中島飛行機製作所では、地盤亀裂、守衛所、炊事場全壊、吉野工場では事務所半壊

##### (余震)

三河地震には多くの余震が伴った。1 ヶ月の総数は有感 196 回、無感 718 回であった。

# 半田市防災計画 地震津波災害対策計画編より抜粋

第1編 総則  
第3章 被害想定

- ア 道路、橋梁、河川（知多建設事務所、愛知県道路公社、市建設部）
  - イ 鉄道（JR東海、名古屋鉄道、衣浦臨海鉄道）
  - ウ 港湾、海岸（衣浦港務所、衣浦港工事事務所、知多建設事務所、知多農林水産事務所）
  - エ 電信、電話施設（NTT、携帯3社）
  - オ 電力施設（中部電力）
  - カ ガス施設（東邦ガス、プロパンガス事業者）
  - キ 上水道施設（市水道部）
  - ク 下水道施設（知多建設事務所、市水道部）
  - ケ 農業用施設、溜池（知多農林水産事務所、市建設部・市民経済部）
  - コ 愛知用水（独立行政法人水資源機構、知多農林水産事務所、愛知用水土地改良区）
  - サ 医療施設（半田病院）
  - シ 急傾斜地（知多建設事務所、市建設部）
  - ス 樋門、水門、陸開門（衣浦港務所、知多建設事務所、知多農林水産事務所）
  - セ 工業用水道（西三河工業用水道協議会）
  - ソ その他（関係機関）
- (3) 地震災害
- ア 火災の延焼

地震災害の特色として、同時多発火災が想定される。区画整理事業の進捗により新たな街区形式もあるが市内の中心部は旧来の木造密集地域であり、不燃化はあまり進んでいない。ビル等の耐火構造建築物は立地しているが、木造建物の中に点在している状況である。

地震時に出火すると倒壊家屋、道路の亀裂、橋の損壊、消防水利の利用障害等も重なって延焼拡大火災になりやすい。現有の常備、非常備消防力は日常火災を前提に整備しているため、同時多発火災には、公的消防力では対応できないことが予想されるため、住民または事業所の協力による初期消火が必要である。

火災の延焼拡大するおそれのある地域「資料編 別表第72」

## イ 道路

市内の国道、県道及び市道は、地震による被害で、路面の亀裂、隆起、陥没等の危険性がある。

地震発生時の交通は、車両の放置、家屋の倒壊等による通行障害が考えられる。

### ① 河川、護岸沿い道路

地盤の沈下、傾斜、法面崩壊等が考えられる。

- a 国道247号（亀崎港～衣浦大橋）
- b 県道碧南半田常滑線（東雲橋～住吉橋）
- c 市道上浜乙川末広線（東雲橋～クリーンセンター）

### ② 軟弱地盤帯道路

道路の亀裂が考えられる。

- a 国道 247 号（半田大橋～亀崎港交差点）
- b 県道衣浦西港線（昭和橋～半田小橋西側交差点）
- c 県道半田常滑線（成岩橋～半田 IC 入口）
- d 県道名古屋半田線（半田橋～住吉町 5 丁目交差点）
- e 市道成岩本町旭線（成岩本町 2 丁目交差点～J R 東成岩駅西交差点）

③ 埋立地内道路

埋立地内の地質は、盛土材も一様でないことから、被害想定は困難であるが、泥砂などによって構成されている層の地域は、液状化現象、道路の沈下及び隆起等が考えられる。

- a 県道碧南半田常滑線（衣浦海底トンネル～東雲橋）
- b 臨港道路衣浦線（瑞穂町東交差点～神戸新橋）
- c 臨港道路中央ふ頭西線（クリーンセンター～亀崎町 6 丁目交差点）

④ 二次的要因により通行不能と考えられる道路

崖崩れによって通行不能と考えられる道路

崖下（掘割）道路は、被害予想が困難であるが、崖崩れ等による通行障害が考えられる。

- a 県道亀崎停車場線（J R 亀崎駅～亀崎相生町）
- b 県道西尾知多線（亀崎北浦町～東生見町）
- c 市道終出口線（終町三東交差点～半田高校南交差点）

⑤ 地下埋設物の破損によるもの

地下埋設物の破損による道路の損傷が考えられる。しかし管径、圧力、土質等に左右されるため、被害の予想は困難である。

ウ 橋梁

主要河川に架けられている橋は、地震による変位、不等沈下等が考えられる。

エ 河川施設

堤防の亀裂、崩壊、沈下等が考えられる。「資料編 別表第 73」

オ ため池

堤防決壊の漏水、亀裂、決壊等が考えられる。「資料編 別表第 74」

カ 急傾斜地

地形、地質等から人家に危険を及ぼすものとして、急傾斜地崩壊危険箇所が、有脇地区 4 箇所、亀崎地区 6 箇所、成岩地区 1 箇所、板山地区 1 箇所、大矢知地区 1 箇所、宝来地区 1 箇所、新野地区 1 箇所計 15 箇所がある。「資料編 別表第 8」

このうち急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域は、有脇地区 2 区域、亀崎地区 4 区域、成岩地区 1 区域の 7 区域がある。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂法）に基づき指定された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は、有脇地区 5 区域、亀崎地区 17 区域、成岩地区 1 区域の 23 区域がある。

### 第3節 津波防災事業の推進

- 1 津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- 3 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策について、特に万全を期するものとする。

#### 4 海岸・河川の管理者における措置

##### (1) 海岸

海岸は、地盤沈下及び老朽化により施設の機能低下を来している箇所については、嵩上げ、補強、補修等を促進する。

また、背後地が低い箇所においては、地震時に機能が保持できるよう、耐震性護岸の整備を進める。

##### (2) 河川

市は、県が実施予定の危険と思われる一、二級河川のマニュアル調査に併せて、準用河川についても、調査実施を行う必要がある。

河口部や背後地が低い河川については、地震による堤防の損傷に起因する浸水を防止できるよう対策を図るとともに、水門、樋門等についても地震発生時においても操作が可能となるよう、耐震補強を推進する。また、水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する。

さらに、津波の河川遡上による低地への浸水が予測されるため、水門の改修や河川堤の補強・嵩上げを図る。